

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第18条	病院、診療所の専属薬剤師設置義務免除の許可	指導予防課

1 審査基準は、

- (1) 薬剤師の確保が困難であること。
標準的な条件で公募しても応募がない状態が続いていること。
- (2) 医薬品の管理が適正に行えること。
薬剤師が不在でも、医師が管理できる範囲の調剤内容であること。
- (3) 調剤数が少なく、将来にわたって増加する見込みがないこと。
医療法施行規則第19条第2項第1号に規定する薬剤師の標準数で1を超えないことを目安とする（1日外来処方箋数75程度の調剤数）

2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。